〈史料紹介〉

萩焼の史料

吉積久年

本県を代表する伝統産業、萩焼については知り尽くされているように感ぜられるところがあるが、まだまだ掘り起こされる史実が少なくない。萩藩御用焼物師であれば萩藩士であり、萩藩藩政史料群である当館架蔵の毛利家文庫の中に痕跡を留めていることになり、まだ知られざる記述が埋もれていることも否定できない。ここに、紹介する萩焼に関する史料は、十七世紀、近世初期の未周知のもので、萩焼（松本焼および深川焼）初期のようすを知る手がかりになればと願う。[1]

松本焼の新兵衛と助八[2]について、仕えた毛利家の当主たちによる名付けにまつわる事実を知らしめすとともに、焼物師が「異国人」であることを当時の原史料で明らかにできる大変注目される史料①をはじめ、点数は八点にとどまるが、萩焼の歴史を豊かに膨らませてくれるものと期待する。

また、毛利家文庫「糸賀雑記」（史料⑤～⑧）は、近世、ごく初期の萩藩の渉外係の任を帯びる公儀人と呼ばれた糸賀松斉真作（明暦三年〈一六五七〉没、享年八二）の渉外のようすをつぶさに示したものである。[3] 決して松本焼を正面切って記述しているわけではないが、人々に重宝がられた存在であったことを垣間見させてくれる。

寛政九年（一七九七）の写本ではあるが、ごく最近、その原本の存在が判明したので、実見し、両者を照合する機会を得ることができたところである。なお、⑤から

⑧の配列は、「糸賀雑記」の順番を踏襲した。

これら史料の発掘には、当館同僚の協力も得ている。また、糸賀家文書については、その所蔵者の厚意があったればこそ今回の紹介にこぎつけられたのであり、深謝の弁を禁じ得ない。

なお、読点・並列点や括弧書きなどは筆者が付したものである。

形態は①③が折紙で原本、他はいずれも簿冊への書込みである。

【史料①】伊秩（いずち）采女正書状（松本焼の事）

以上

松本焼新兵衛・助八両人事、早々被成御越、用段被申渡候

一御上使様御誂之焼物出来候はゝ、入物に入御念、早々二月まて可被下候由候

一助八事、名を被成御付可被下、子孫に可申候、新

史料①　伊秩采女正書状

兵衛事、従大殿様被遣候由候、異国仁之事候はは被遣候様に被成御取成可然候由候、従甲斐守所可得御意候由、従私可申上候由候間、如此候、恐惶謹言

伊秩采女正
（花押）

十一月七日

益玄蕃様
清信濃様
貴報

（毛利家文庫「遠用物」近世前期四四一）

これは、初代長府藩主毛利秀元[4]（一五七九―一六五〇）の家老伊秩采女正の十一月七日付け書状で、宛所は萩藩の益田玄蕃頭と清水信濃守である。

松本焼の焼物師である新兵衛と助八のことについて申し渡すことがあることからして、早々の来訪を求めている。

用向きは二つ。ひとつが上使対応用として誂え注文を出している焼物について、入れ物に納めるなど念を入れて早々二月まで差し出すよう求めていること。

もうひとつが、松本焼物師ふたりの名付け問題である。

つまり、新兵衛と助八の萩藩毛利家家臣としての名付けである。

助八の名付けびとは明記されていないが、ときの初代萩藩主毛利秀就（一五九五―一六五一）であることは容易に想像される。

また、新兵衛については、「大殿様」すなわち秀就の父宗瑞（輝元、一五五三―一六二五）が名付けることになったというもの。

名付けるにあたっては「異国仁（人）」のためとりなしは易からんと、我が主「甲斐守」つまり毛利秀元も考えを窺っておくといっている旨をお伝えする。

松本焼の焼物師が異国人であることをつぶさに捉えた

当時の原史料として非常に注目される。

つぎに、この書状の書かれた時期について考察してみる。宛所の益田玄蕃頭と清水信濃守が藩の要職に就いていた時期が、前者で元和九年（一六二三）から寛永九年（一六三二）まで当職、後者で元和九年から寛永四年まで国元加判役である。したがって、両者が重なるのは元和九年から寛永四年までとなる。

そして、毛利秀元の家老が藩政に重きをなしていることが明らかで、これは年若い初代萩藩主毛利秀就の後見である父、宗瑞が健康を理由に毛利秀元に藩政を委ねたときがあり、その始期が元和九年十一月六日とされる。[5] この文面からは、秀元の意向が幅をきかせていることが濃厚で、それ故、家老の伊秩も萩藩政に出る幕があったのだといえる。

考察を進めてみる。差出の伊秩采女正の同じ花押の座る書状で、しかも宛所も同じくするものを探してみたところ二点見出せた。いずれも本件と同じ毛利家文庫「遠用物」で、ひとつが五月十日付けの書状（遠用物近世前期一六九〇）。寄組の熊谷主膳（寛永二年七月二十八日没、享年七）が父の死による跡目のことについて記される。その父の死は元和九年正月五日（享年二九）のことである。[6]

もうひとつが、七月二十八日付けのもの（遠用物近世前期一三四三）で、下関での「高麗之使来朝」つまり使節来朝[7]に関わる記述が認められることから、この頃の来朝と言えば寛永元年が相当する。

以上のことから、本件の書かれた時期は寛永元年（一六二四）と判断される。

なお、「上使」用の松本焼のことが記されているが、上使とは、いわゆる幕府の巡見使などではなく、ここでは朝鮮通信使、正確には回答兼刷還使のことを示唆しているに間違いはない。既述のように高麗使節の来朝が寛永元年のことで、他に「上使」にまつわるような史実は見当たらない。

この名付けの結果は周知の通り、新兵衛が「作之允」という仮名を輝元によって与えられたのが寛永二年四月二日で、[8]同月二十七日には輝元が鬼籍に入っており、輝元最晩年の死を目前にした中での名付けであったことになる。

助八の「高麗左衛門」という名付けが寛永二年十一月二十二日であり、申渡しから遠く一年近く遅れて漸く実現を見たのは、宗瑞の死が多分に物を言ったものと推測される。

【史料②】被遣物控のうち

同日（寛文三年二月二十九日）

一米五石宛

長谷川宗有

右茶湯道具目利功者之故、御国中又他国より御買物参候時は度々召出、目利申付、苦労仕儀候故、於于時為御心付被遣候事

（毛利家文庫「旧記」四五被遣物控）

これは茶の湯道具の目利き者、長谷川宗有に対して慰労の米五石が、特別に支給されたことを示す史料である。

長谷川宗有とは不詳の人物であるが、ときに寛文三年（一六六三）ころ萩藩の茶の湯道具の目利き者として活躍した人物と考えられ、このような人物の存在を萩藩が求めていた事実を垣間見せてくれる。その実際のようすを記したのがつぎの史料③である。

【史料③】益田越中・清水信濃連署書状（三田尻御用惣[ママ]ノ瀬茶碗の事）

追而得御意候、先日申進候惣[ママ]ノ瀬焼物一昨日指出候故、即各も見合候処に何も出来悪敷候て、三田尻差出置御用に可立もの無之候時には最前より御蔵に有之悪敷茶碗之内、天野九郎左衛門・兼重五郎兵衛見申候て差出候処に、又昨夕、惣之瀬迄壱釜分差出候

故、兼重五郎兵衛・長井又左衛門・宗有なと見合申付候処、是も能ハ無之候へ共、最前差遣候よりは少焼之分可然との儀候故、濃茶碗廿六・薄茶（ママ）十一・古鉢弐ツより遣、即三田尻江差越候様にと坂岡へ申渡、右之外早々三田尻へ差越候条、左様可被成御心得候、天野九郎左衛門儀、今朝は少気分悪敷に付不罷出候故、兼重五郎兵衛・長井又左衛門・宗有なとも見合申付候、恐惶謹言

益越中

八月八日　　就宣（花押）

毛隠岐

就頼（花押）

不及返

毛宮内様

（毛利家文庫「遠用物」近世前期一一八四）

これは、大津郡深川村三ノ瀬（そう）窯（深川焼）で焼成された焼物の出来具合を率直に語った珍しく面白い史料であ

史料③　益田越中・清水信濃連署書状

る。また、明暦三年（一六五七）松本焼から分窯した深川焼が、本格的に稼働したころの状況を垣間見せる。この「惣ノ瀬」は三ノ瀬のことである。[9]

宛所の毛利宮内は当職を寛文四～九年（一六六四～六九）務め、発信者の益田越中と毛利隠岐は国元加判役を、同二～九年と同五～九年各々務めた人物であり、三田尻にこの重臣たちが関わる事案といえば、この時期、寛文七年八月の海上巡見使の廻港しか考えられない。『毛利十一代史』は、この巡見についてつぎの通り記述している。

八月六日海上巡見使向井八郎兵衛・高林又兵衛赤間関ニ著船、七日赤間関ヲ解纜、豊前ニ航シ、十三日三田尻寄港、十四日三田尻抜錨、十七日芸州ニ移ル

この巡見使の接遇に当たり用意されるべき深川の三ノ瀬窯焼成品（深川焼）が、一昨日つまり八月六日差し出され、直ぐさま出来具合を吟味したけれども不出来で御用に立たぬとして適用除外となり、これよりはましと判断された蔵に保管中の濃茶碗・薄茶碗・古鉢で代用させることになった経緯がわかる。

宗有は長谷川宗有のことであるし、先述のとおり焼物の目利き者、したがって並記される兼重五郎兵衛・長井又左衛門も同役であろう。さらに天野九郎左衛門においても。このような目利き体制があった事実も興味深いことである。

【史料④】無尽集のうち

内題「未之年諸国御巡見之上使事　下」

「寛文七年丁未諸国海陸御巡見之上使御通之節防長両国御馳走之次第」

（前略）

先年大猷院様御代に国々御順見上使被遣候時、御国江一橋伊豆殿・村越七郎左衛門殿・柘植三四郎殿御廻途刻、御馳走様子控無之付而、去寛文六年順見上使御通之時、悉及新儀沙汰候、前廉様子自

然兼常喜兵衛其節之当職筆者役仕付而覚之分書出候へと申付指出候覚書左に記

覚

（中略）

一萩江は津和野・須佐より同日に御三人共被成御着、御老中様は井上豊前まて被成御出候而被成御待、川端まて被成御出相候事

（中略）

付松本焼物竈なと取繕被仰付、御通之節御立寄、焼物被成御覧候様にと藤林忠和被付置かと覚申候、左候而焼物も被成御覧候様其節承候事、銘々各風炉提ちん御重箱共に被遣かと奉存候事

（後略）

（毛利家文庫「叢書」四〇無尽集　八九の二七）

「無尽集」とは、近世中期頃までにかけて発生した大小さまざまな事件記録や覚書の類を集大成した八九冊からなるもので、ここには寛文七年（一六六七）、幕府巡見上使の来藩に際し、その接遇の前例として、三代将軍家光（大猷院）の時代、つまり寛永十年（一六三三）の市橋伊豆守らへの対応状況が記されている。

その中に、市橋伊豆守以下三名の巡見使が、松本焼の窯を見物する予定である旨が記され興趣深い。事前に窯に修繕の手が加えられ、焼物そのものも見分するというのである。

【史料⑤】糸賀雑記のうち

尚以長門守殿へ之御返事相調遣候

為御使御下之由、御太儀共へ長門守殿より之尊書致拝見候、殊焼物一巻御持参之由忝候、我等事少煩気故御暇申上、為養生今程在所に在之事候、穏而罷帰、以面可申述候、恐々謹言

十月十三日

青伯者

忠勝（後）判

真作老
御宿所

（毛利家文庫「叢書」一七糸賀雑記（四の一））

「焼物一巻」としか記述されないが、交誼の道具として焼物がそれなりの地位を占めていたことを推測させる。

差出人の青山伯耆守忠俊（忠勝は誤記、一五七八―一六四三）は、土井大炊頭利勝などとともに三代将軍徳川家光の補導役を務め、元和二～九年（一六一六～二三）には老中職にあった[10]。

【史料⑥】糸賀雑記のうち

尚々、等益御筆跡弥天下之ものさたに候、拙者義、望は無之候、執心を聞召候はゝせいこ（西湖）きんさん（金山）かうさく（耕作）も被遊可被下候得共、遠路候は心計に候可罷成候間、おし絵所望存候、承候へは古筆御すきのよし候、金銀は沢山持候へとも他行仕候間、古筆かへにも仕度候、あはれ爰元御下候はゝよき若衆を以所望可申候ものをと存事候、源太に数年申候へともはかゆき不申候、貴様を奉頼候、あまたこのみもの候而うるさき知せなと可被思召候、何事もうき世になり次第に可被成候御用等候はゝ可被仰下候、以上

渡（源）太罷下候節は見事之御茶入并茶碗一被懸御意候、御数寄者より被下候間、申もをろかに候へ共やきしほなりふり扨も〳〵見事に御座候、近年ふできのよし承候が驚目申候、忝奉存候〳〵、爰元相替儀無之、大炊頭も御加増拝領、其上古河之城被仰付仕合残所無御座候、私義も似合に加増くれ被申候、先々無病に罷成浮世仕候間、時節を以可懸御目候、然は今度天肥前殿就死去、其噂御座候時分、旦那も貴様御事被申出候間、渡（源）太物語之通懇比（ママ）に申聞候、定而貴様又々被御引出候はんと寺田なとも申事候、随而去年渡（源）太其御地へ罷下候節、種々御異見被成、御肝

煎を以御家中に御引留候段、私一人と忝奉存候、毎日毎夜喧嘩を被成、夜を御明し候事はなしを承候てさへ草卧申候、彼者さそ〳〵我かま、出候はんに、御あいさつたちき、申度候、寺田にも其段咄申候へは未御気魂つき不申候と御噂ともに而大笑仕候、此度御成仕度とて普請なと仕候きどく（ママ）と存事候、それも貴様御影に而御座候、殊更物成以下も彼者之代官をさせられ彼是御六ヶ敷さのみ申由候、いか成る貴様に而候哉、他国者を御□□と感入申事候、併渡（源）太、一人へ之御心付とは不存候、私もろともの御情と存候、弥此上なから奉頼候、御子様あまた御座候由承候、せめて其御子様へ御奉公申度候、爰元御法之節は病中故御馳走も不申、今以無念存候、申而も〳〵主殿様へ御礼頼入候、渡（源）太儀をは以来共にわたしおき申候、悪事候はゝ私可承候御異見奉頼候、尚期後音之時候、恐惶謹言

井出宗左衛門尉　　高勝判

八月二日

真作様人々御中

（毛利家文庫「叢書」一七糸賀雑記（四の一））

本文の冒頭に、帰国の際に贈呈された茶入と茶碗について、「近年ふでき（不出来）」と謙遜されながらも大いに気に入ったようすが記される。

大炊頭とあることから土井大炊頭利勝（一五七三―一六四四）と知れ、その家臣井出宗左衛門尉高勝の書状である。その大炊頭が二代将軍徳川秀忠の側近第一人者で、長年（慶長十五年～寛永十五年）務める老中職の旁ら、加増されて下総国古河の城主になったと記述されていることから、頃は寛永十年（一六三三）ということになる。さらに、利勝は同十五年大老職にもついている。[11]

【史料⑦】糸賀雑記のうち

猶以、遠路私儀被思召遣候御事忝次第、中々

申上も疎に御座候、以上、

細筆之尊書之趣拝見、御面之心地一入、御床敷奉存候、御無事に被為成御座候御事目出度奉存候、然は寺田与左衛門かたへ御懇被成御岱面並年来望に被存候名筆之おし絵一双分被下置候、拝見被申、不成大形満足被申候、誠先年在江戸被為成候時分は別而御目を被下候へ共何角御帰国之後以書状を御礼さへ不申上所存之外致迷惑候、貴公様御事大炊頭殿細々御うわさ被申出之由寺田与左衛門折々物かたり被仕候、随而御国松本焼之御茶入並御茶椀(ママ)被下置候、何もかつこう(かんにう)見事に而御座候間、身過分至極に奉存候、就中御茶入数年望に奉存候處に此度被下候間、私子共迄之たから物此外御座有間敷候、此上何とそ掛御目、右御懇情別段申上度念願迄御座候、此表相替儀無御座候、須私義不相替不絶奉公仕候へ共、一段そくさいにて罷有候間、左右御心安可被思召候、万吉追而可申上候間、不能一二候、恐惶謹言

霜月十日　　増田新七政茂判

真作様

尊報

（毛利家文庫「叢書」一七糸賀雑記（四の一））

差出人の増田新七政茂は、前述もした通り老中から大老にもなった土井大炊頭利勝（慶長十五年～寛永十五年老中、同年～正保元年大老）の家臣で、宛所の糸賀真作とは同職の誼の間柄であったと想われる。文面の後半に、頂戴した松本焼茶入と茶碗について「子共迄之たから物」と感じ入り、特に茶入は数年来の所望品であったという。

そして、「かつこう見事」と雑記は筆写して意味は通じさせてはいるが、原本に当たってみると、どうも「かんにう」と読み直され、つまり「貫入」（焼物表面の罅）のことだとわかり、松本焼の好みの一端を垣間見せてく

れる。

【史料⑧】糸賀雑記のうち

尚々、被入御念、松本丸つほ茶入抹茶まてひかせ被下候、船中にて可被下候忝存候

新春之御慶珎重々々目出度申納候、仍九州皆々仕廻候て下関にて致越年、昨四日上関江致着船爰元緩々と休息仕候、寄思召預御状候一入御床敷、再三令被見候、御煩之由千萬無心元候、能々御様(養)生可被成候、今度懸御目相積義申承度候、取(ママ)も人も何角之内ニ見事之老人に成候而むかし慈候、雪之あたまをいたゝき、か様に方々ありき候て致苦労候事御推量可被成候、存命候て罷上候事不思議に存候、長門様不相替被懸御目候、誠に忝次第候、今度も上下共御舟に而無事令渡海太慶御察可被成候、申度事山々候得共、中〳〵留筆候、委細忠和左頼入候、恐惶謹言

正月五日　　城　織部佐

真作老　　名判

御返事

（毛利家文庫「叢書」一七糸賀雑記（四の一））

尚書きに、松本焼の丸壷・茶入・抹茶茶碗のことが見える。

城織部佐は老中土井利勝の家臣で、九州からの帰途、下関で越年の後、着船した上関から、このとき萩に帰っていたと思われる糸賀真作に旧交をあたためんと出された書状である。

註

（1）萩焼の歴史については、総括的に論じたものとして河野良輔「萩焼の歴史」（『萩焼古窯』一九九〇年山口県教育委員会発行に所載）がある。同著は、御用焼物師の系譜を明らかにした毛利家文庫「譜録」や、「分限帳」などを使い、開窯以来の歴史を追究している。

拙文に、「近世萩焼に関する史料」（『山口県地方史研究』第九六号、二〇〇六年山口県地方史学会発行）と側面的に論じたものとして、「徳山藩御用焼物を探る」（山口県立萩美術館・村上記念館『古萩　―江戸の美意識―』展図録に所載、二〇一二年発行。なお、これは二〇一二年『山口県地方史研究』一〇七号に寄稿したものに加筆修正を施したもの）がある。

（2）新兵衛は明暦四年（一六五八）没、享年不明。苗字は山村、寛永二年（一六二五）初代萩藩主毛利秀就の父、毛利宗瑞（輝元）から作之允の名を付与され、「窯薪山御用焼物所惣都合」役を任じた。のち、明暦三年山村家は松本の地から大津郡深川村三ノ瀬（そう）へ移住し開窯して「三ノ瀬焼物所惣都合締」に任ぜられ、深川焼を定着させた。

助八は、寛永二年高麗左衛門の名を藩主秀就から付与された坂（旧姓坂本）家の初代当主で、命脈は今日まで継承される。寛永二十年没、享年五八。

（3）なお、公儀人の後任は福間彦右衛門就辰（延宝五年〈一六七七〉没、享年八六）で「公儀所日乗」三六冊（毛利家文庫「日記」四）の筆者として知られる。

（4）戦国大名毛利元就の四男穂田元清の子で、元就の孫毛利輝元の養子となった時期がある。武将の一方で茶匠としてもよく知られる古田織部（一五四三―一六一五）の高弟でもあり、寛永十七年（一六四〇）将軍徳川家光へ江戸品川で点茶を行ったことは有名。

（5）『増補改訂山口県文化史年表』（一九七八年山口県発行）による。

（6）毛利家文庫「譜録」く五八熊谷帯刀元貞による。

（7）一般には、近世、朝鮮から日本への使節は朝鮮通信使と称せられるが、江戸時代計一二回の来日のうち最初の三回目までは、正しくは回答兼刷還使と称せられ、当該回は第

三回目に相当する。『徳川実紀』によれば、この時の使節は寛永元年十二月十二日江戸着府、同二十四日帰国の途についている。

（8）毛利家文庫「譜録」や一五五山村源次郎光長による。

このことについて、『毛利三代実録考証』（毛利家文庫）は論断として「証書御黒印ト是レアリ、公ノ御名コレ無ク、然ニ此頃改名加冠等ニ御黒印ノアルハ多クハ宗瑞公也、秀就公ハ御判ト有之、然レハ宗瑞公御隠居タルヲ以カ、故ニ御名無シ、云々」と記す（『山口県史　史料編　近世1下』一九九九年発行に所載）。

（9）松本の焼物師山村正庵の弟子蔵崎五郎右衛門が承応二年（一六五三）深川村三ノ瀬に開窯した。なお、惣ノ瀬は別地で、萩から遠からぬ阿武郡川上村にある。山村松庵の高弟蔵崎五郎右衛門が独立して慶安から承応元年（一六五〇年前後）のころ数ヶ年のごく短期に操業したと註（1）の「萩焼の歴史」は推察している。

（10）（11）吉川弘文館『国史大辞典』による。